

納めていますか？ 国保の保険料(税)

保険料(税)はみなさんが病気やケガなどのときにかかる医療費の大切な財源になります。もし納めないでいると、国保の財政が破綻し、給付などを行えなくなります。保険料(税)の納付にご協力をお願いします。



保険料(税)を納めないでいると
どうなるの？

保険料(税)の滞納が長期間続きますと
保険給付が受けられなくなったり、
医療費を全額自己負担しなければならなくなったりします。
納め忘れのないよう口座振替が便利です。



さらに滞納が続くと...

督促を受けたり、有効期間の短い「短期被保険者証」が交付されます。

滞納1年以上で

保険証を返していただき、かわりに「被保険者資格証明書」が交付されます。その場合、医療費は全額負担し、あとで保険給付分の医療費が払い戻されます。



滞納1年6ヵ月以上で

保険給付が制限され、保険料(税)に充てられます。滞納していた保険料(税)を完納したときに、改めて保険証を交付されます。



納付が困難なときは、早めにご相談ください。

災害や特別な事情により納付が困難なときなどは、減額や免除が受けられることがあります。

保険料(税)の納め方、決まり方

保険料(税)の決まり方

その年度の医療費の総額を推計して、国などの補助金を差し引いた額を保険料(税)として各世帯に割り当てます。

次の項目から各市町村が組み合わせを決定して、年間の保険料(税)が決まります。

所得割	その世帯の所得に応じて算定
資産割	その世帯の資産に応じて算定
均等割	加入者一人当たりいくらかとして算定
平等割	一世帯当たりいくらかとして算定

保険料(税)を納めるのは

保険料(税)を納めるのは、各世帯の世帯主になります。

○倒産や解雇など事業主の都合による離職等の場合、軽減措置がとられています

倒産や解雇など事業主の都合による離職で国保に加入するとき、国保の保険料(税)を軽減する措置がとられます。

対象となる方は、国保の保険料(税)の算定の際に、前年の給与の所得を 30/100 として算定されます。

保険料(税)の納め方

保険料(税)の納め方は年齢によって異なります。

40歳未満	医療分と後期高齢者支援金分を納めます。
40歳以上65歳未満	医療分と後期高齢者支援金分と介護分を納めます。
65歳以上75歳未満	医療分と後期高齢者支援金分を国保の保険料(税)*として納めます。介護分は介護保険料として原則年金から天引きで納めます。

*世帯の国保の被保険者がすべて65歳以上の方は、国保の保険料(税)が原則年金から天引きされます。申請をして認められると、口座振替に変更することができます。

保険料(税)を納める時期

国保の被保険者としての資格を得たときからになります。

(届け出を出したときからではありません)

- ・年度の途中で国保に加入したら、加入した月から月割りで納めます。
- ・年度の途中で国保を脱退したら、脱退した月の前月分までを月割りで納めます。

●対象となるのは

- ・雇用保険の特定受給資格者(倒産や解雇などの事業主の都合による離職者)
- ・雇用保険の特定理由離職者(雇用期間満了などによる離職者)

●対象となる期間は

- ・離職時から翌年度末まで
- *再就職して職場の健康保険に加入するまでの措置になります。

